

九州救急看護認定看護師会会則

平成 22 年 6 月 1 日

平成 23 年 6 月 1 日改定

令和 3 年 8 月 1 日改定

令和 3 年 12 月 4 日改定

令和 4 年 6 月 19 日改定

目次

第1章	総則	3
第2章	会員	3
第3章	役員	5
第4章	会議	6
第5章	委員会	7
第6章	会計	8
第7章	会則の変更	8
第8章	本会の解散	9
第9章	補則	9

第 1 章 総 則

第 1 条(名称)

本会は、九州救急看護認定看護師会
(Kyushu Certified Nurse in Emergency Nursing Society)と称する。

第 2 条(事務局)

本会は、国家公務員共済組合連合会 新別府病院に事務局をおく。

第 3 条(目的)

本会は、九州で活動する救急看護認定看護師およびクリティカルケア認定看護師が医療および社会のニーズに対応した知識・技術の自己研鑽を行い、自立した活動ができるよう支援するとともに、日本の救急看護の地域格差を是正し、臨床現場の看護ケアの質の向上に貢献することを目的とする。

第 4 条(活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 年 1 回の総会の開催
2. 会員相互の情報交換の場を提供
3. 救急看護およびクリティカルケア認定看護師ブラッシュアップセミナー開催
4. 救急看護に関するセミナー、教育、調査・研究活動
5. 関連学術団体などとの協力
6. その他本会の目的を達成するために必要な活動

第 2 章 会 員

第 5 条(構成)

本会は、次の会員によって構成する。

1. 普通会員：本会の目的に賛同し、救急看護またはクリティカルケア認定看護師のライセンスを取得している者とする。
会員は、九州内の病院、施設での勤務、もしくは、在住の者とする。

2. 名誉会員：本会に対して特に功労のあった者で、役員会の推薦を経て、総会で承認された者とする。
3. 賛助会員：本会の目的および事業に賛同する法人・団体または個人で、役員会が入会を承認した者とする。

第 6 条(資格と退会)

会員は、以下の事由によらない限りその身分を維持するものとする。以下の事由に該当した場合、その時点をもって会員としての資格を喪失する。

1. 退会：本人の申し出、事実による対応
 - ・退会の意思表示があった場合（理由は問わない）
 - ・本人が死亡、所在不明となった場合
2. 除名：総会の決議により決定する対応
 - ・会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく反した場合
3. 救急看護またはクリティカルケア認定看護師としての資格を失った場合
4. 会が解散した場合

第 7 条(義務)

会員は、以下の義務を有する。

1. 氏名、勤務先、e-mail アドレス（以下、基本情報）と、その他、住所、携帯電話番号など（以下、付帯情報）については事務局が管理し、本人が了解する範囲で会員名簿に記録する。
2. 個人情報保護法、著作権法などを遵守し、その他法令の趣旨を尊重した行動をとる。
3. その他、本会の目的を達成するために必要な活動に可能な限り協力する。

第 8 条(権利)

会員は、前条の義務を履行する限り、以下の権利を有する。なお、義務不履行による権利の制限は、当該義務履行後に即時解消するものとする。

1. 本会の役員となる権利
2. 総会、および役員会での審議事項に関する議決権
本権利は、本権利を有する会員に委任することができる。
3. 本会が提供する各種サービスを利用する権利

第 3 章 役員

第 9 条(役員)

本会に、次の役員をおく。

会長 1 名

副会長 2 名

事務局 1 名

第 10 条(役員を選任)

会長・副会長・事務局の選出は、普通会員から第 17 条に規定する総会において選任する。

第 11 条(資格)

本会の会員であること。

第 12 条(職務)

1. 会長は、本会を代表し、本会の会務を総括する。
2. 会長は役員会を組織し、会務の審議及び本会の運営に関する実務を分担する。
3. 会長は、代表者会総会を主宰する。
4. 副会長は、会長を補佐し必要に応じてその職務を代行する。
5. 事務局は、本会の目的を達成するための会員の活動や総会の開催の支援などを行う。

第 13 条(任期)

1. 本会役員任期は、2 年とし、4 月 1 日より翌々年 3 月 31 日までとする。但し再任は妨げない。
2. 役員本人の個人的事情（海外転勤、本業の業務多忙、家庭の事情等）により、任期中にもかかわらず役員就任の継続が困難な状況が発生した場合は、第 10 条に従って後任者を選出する。この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 増員の場合は、第 10 条に従って選出し、中途選出においての任期は、その

時の残任期間とする。

第 14 条(解任)

1. 役員が次の各号に該当する場合には、役員会において出席者の 3 分の 2 以上の決議に基づいて解任することができる。
2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
3. 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 4 章 会 議

第 15 条(会議)

本会には、次の会議をおく。

1. 役員会
2. 総会

第 16 条(役員会の開催)

1. 役員会は、役員をもって組織する。
2. 役員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 1) 総会開催に係る事項
 - 2) 総会に提案する議事及び会務の執行上重要な事項
 - 3) その他、役員会で審議することが相当な事項
3. 役員会は、会長が招集し、その議長となる。なお、インターネットを活用した役員会の開催も妨げない。
4. 会長は役員 2 分の 1 以上の請求があるときは、役員会を招集しなければならない。
5. 役員会は、第 1 項に掲げる者の過半数（委任も含む）が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
6. 役員会の議事は、役員会の出席者の 3 分の 2 をもって決する。但し、第 2 項第 1 号の議事は、役員会の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 名誉会員は、役員会に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権を有しない。

8. 役員会は年 1 回開催し、会の年間活動計画案等を立案する。

第 17 条(総会)

1. 総会は正会員をもって構成する。
2. 総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。定期総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に召集する。臨時総会は、その必要がある場合に随時にこれを召集する。
3. 定期総会を開催するときは、会日より 7 日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各会員に対して通知を発しなければならない。
4. 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 1) 役員を選任及び承認に関する事項
 - 2) 活動計画及び活動報告に関する事項
 - 3) 収支に関する事項
 - 4) 会則の改廃に関する事項
 - 5) 会員からの求めによる審議事項
 - 6) その他、総会で決議することが相当な事項
5. 総会は、毎年 1 回、会長が招集し、その議長となる。但し、必要があるときは、役員会の承認を得て臨時に招集することができる。なお、インターネットを活用した総会の開催も妨げない。
6. 総会は、第 1 項に掲げる者の過半数（委任も含む）が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
7. 総会の議事は、総会の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。但し、第 2 項第 4 号の議事は、総会の出席者の 3 分の 2 をもって決する。
8. 名誉会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第 5 章 委員会

第 18 条(委員会)

1. 本会は、救急看護およびクリティカルケア認定看護師に対する教育活動の計画と実施を目的に「ブラッシュアップセミナー委員会」を設置する。
2. 委員会の設置および解散は、役員会の決議による。
3. 委員会には委員長、委員をおく。
4. 委員会の委員長ならびに委員は、役員会の議を経て会長がこれを委託する。

5. 委員長の選出は役員会構成員の推薦または普通会员からの自薦・他薦による。
6. 委員の選出は、委員長の推薦または会員からの自薦による。
7. 委員長・委員の任期は2年とし、4月1日より翌々年3月31日までとする。
但し、再任を妨げない。

第6章 会 計

第 19 条(資産の構成)

本会の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

1. 寄付金品
2. 事業に伴う収入
3. その他の収入

第 20 条(経費)

1. 本会の経費は、寄附金、協賛金その他の収入をもって充てる。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第 21 条(決算)

本会が開催するセミナー等の収支決算は、担当委員が作成し、役員会の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 22 条(経費の支弁)

本会の経費は資産を持って支弁する。

第7章 会 則 の 変 更

第 23 条(会則の変更)

本会の会則の変更は役員会において、出席者の3分の2以上の決議を経て、かつ総会の承認を受けなければならない。

第 8 章 本 会 の 解 散

第 24 条(本会の解散)

本会の解散は、役員会において、出席者の 3 分の 2 以上の決議を経て、かつ総会の承認を受けなければならない。

第 9 章 補 則

第 25 条(細則)

本会の会則施行に必要な細則は、役員会の決議を経て別に定める。

附則

本会則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

本会則は、令和 3 年 9 月 6 日から施行する。

本会則は、令和 3 年 12 月 4 日から施行する。

本会則は、令和 4 年 6 月 19 日から施行する。